

令和7年度日高村住宅用太陽光発電設備等導入補助金概要

【補助対象者】

- (1) 実績報告をする日において、村の住民基本台帳に記載されている者
- (2) 自らが居住している村内の住宅（店舗、事務所等併用住宅を含む。以下同じ。）又は村内に居住を予定し、新築又は改築する住宅に発電システム及び蓄電池設備等を設置する個人であること（ただし、個人が居住する住宅に発電システムで発電した電力を供給する場合は、住宅の敷地内のカーポートや倉庫等への設置も可とする）
- (3) 電力事業者と電力受給契約を締結していること
- (4) 県税および村税を滞納していないこと
- (5) 補助事業者が住宅を所有していない場合、補助事業者が行う発電設備等の設置について所有者の承諾を得ていること
- (6) 補助事業者が県からの交付金、補助金、助成金等についても不正受給をしていないこと
- (7) 交付対象者及び申請にかかる工事の施工業者が、高知県暴力団排除条例（平成22年高知県条例第36号）第2条第1項に規定する暴力団、同条第2項に規定する暴力団員、同条第3項に規定する暴力団員等に該当せず、かつ将来にわたっても該当しないこと

【補助対象設備】

(1) 発電システムにかかる要件 ※次に掲げる全ての要件

- ア 住宅の屋根等への設置に適した低圧配電線と逆潮流有りで連系するもの
- イ 太陽電池モジュール（太陽光パネル）については、一般財団法人電気安全環境研究所の認証を受けているもの、又はそれに準じた性能認証および安全性認証を受けているもの
- ウ 性能の保証、設置後のサポート等がメーカー等によって、確保されているもの
- エ 新設する未使用品であるもの
- オ 補助金の交付決定日以降に着工するもの
- カ その他設置に関して法令等に適合しているもの

(2) 蓄電池設備にかかる要件 ※次に掲げる全ての要件

- ア 発電システムにより発電する電力を充放電し、蓄電池及び電力変換装置（インバータ、コンバータ等）で構成される一体の装置であり、住居部分に電力を供給するために設置されるもの
- イ J I S規格若しくは一般社団法人電池工業会規格に準拠しているもの又は

第三者認証機関により認証されたもので、蓄電池容量の合計が1 kWh以上であるもの

- ウ 定置用蓄電池であるもの
- エ 新設する未使用品であるもの
- オ 補助金の交付決定日以降に着工するもの
- カ その他設置に関して法令等に適合しているもの

(3) V2H充放電設備にかかる要件 ※次に掲げる全ての要件

- ア 次世代自動車振興センターが行うV2H充放電設備補助金の補助対象設備であるもの
- イ 新設する未使用品であるもの
- ウ 補助金の交付決定日以降に着工するもの
- エ その他設置に関して法令等に適合しているもの

【補助金額】

(1) 発電システム（上限20万円）

発電システムを構成する太陽電池モジュール（太陽光パネル）のJISなどに基づく公称最大出力の合計値又はパワーコンディショナーの定格出力の合計値の低い方（単位はkWとし、小数第3位までを切り捨てる。）に4万円を乗じて得た額（千円未満を切り捨てる。）とし、その額が20万円を超える場合は、補助金の額は、20万円とする。

(2) 蓄電池設備（上限40万円）

その容量(単位はkWhとし、小数第3位までを切り捨てる。)に4万円を乗じて得た額（千円未満を切り捨てる。）とし、その額が40万円を超える場合は、補助金の額は、40万円とする。

(3) V2H充放電設備（上限30万円）

次世代自動車振興センターが行うV2H充放電設備補助金における銘柄ごとの補助金交付上限額に0.4を乗じて得た額（千円未満を切り捨てる。）と、当該設備の購入費（税抜）に0.2を乗じて得た額（千円未満を切り捨てる。）の、いずれか少ない方を補助金の額とし、上限を1件あたり30万円とする。なお、次世代自動車振興センターにおいて、補助対象設備が追加される場合には、本事業の補助対象設備に追加する。

【申請期間等】

申請期間：令和7年5月1日（木）～先着順（予算額に達した時点で受付終了）

予算件数：5件（300万円）

【申請時の提出書類】

- (1) 経費の内訳が明記されている見積書等の写し
- (2) 発電システム及び蓄電池設備等を設置しようとする住宅等の位置図
- (3) 工事着工前の現況写真
- (4) 自己所有でない住宅に居住する者が当該住宅にシステム等を設置する場合は、当該住宅の所有者の承諾書
- (5) モジュール配置図の写し
- (6) 蓄電池等の仕様書の写し
- (7) 同意書・誓約書（村様式 別紙）
- (8) 県税の滞納がないことを証する納税証明
- (9) 本人確認書類の写し
- (10) その他村長が必要と認める書類

【注意事項】

- ・ 工事契約は、村の交付決定以降とすること
 - ・ 令和8年1月30日までに工事および支払いを完了し実績報告を提出すること
- ※太陽光のみ、蓄電池のみに補助する場合には、対となる設備が既に導入されていることが確認できる書類を実績報告書に添付すること